# 移転雜費算定要領

### 第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この要領は、高知県の公共事業の施行に伴う損失補償基準細則(平成12年3月6日付け第979号土木部長通知。以下「細則」という。)第21に規定する移転雑費に係る算定に適用するものとする。

# 第2章 算定

(補償額の構成)

第2条 移転雑費の構成は、次のとおりとする。

移転雑費 移転先又は代替地等の選定に要する費用 法令上の手続に要する費用 転居通知費、移転旅費その他の雑費 就業できないことにより通常生ずる損失の補償

(算定)

- 第3条 移転雑費は、移転雑費補償金算定書(様式集様式第85-1号)を用いて次のとおり 算定するものとする。
  - 一 移転先又は代替地等の選定に要する費用
    - (一) 移転先等の選定に要する日数

細則第21第2項(一)に掲げる移転先又は代替地等の選定に要する日数は、標準書移転先選定費補償日数表によるものとする。

(二) 宅地建物取引業者の報酬額

細則第21第2項(三)に掲げる宅地建物取引業者への報酬額は「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額」(昭和45年10月23日建設省告示第1552号)によるものとし、一〇〇円未満切り捨てとする。

なお、細則第21第2項(三)二号及び三号に掲げる貸借に必要な媒介報酬相当額の算出にあたっては、原則として地域における標準家賃(月額)を算出した上で算出するものとする。

- 二 法令上の手続に要する費用
  - (一) 建物等の建築に関する手続費用

ア 細則第21第3項(一)に掲げる建築物確認申請手数料は、建築基準法第

6条第1項(同法第88条第2項において準用する場合を含む。)に規定する建築確認を必要とする建築物等の確認申請手数料(中間検査手数料及び完了検査手数料、構造計算適合性判定手数料を含む。)とする。

イ 建築物確認申請手続業務報酬額

建物等を移転するために建築物確認申請が必要な場合に、必要となる建築確認申請手続業務報酬額(確認申請図書の作成及び確認申請の代行に要する費用)は原則として、本号(ウ)に定める設計、工事監理等業務報酬額に含むものとする。ただし、設計、工事監理等業務報酬額を補償しない場合であって、確認申請図書の作成及び確認申請の代行が必要と認められるときは、当該費用を補償するものとする。

ウ 建築物の設計、工事監理等業務報酬額

建物等を移転するために一級建築士、二級建築士又は木造建築士による設計 及び工事監理を必要とするもののほか、原則として建築物確認申請を要す るものについては、国土交通省告示第8号(令和6年1月9日)第四に定め る略算方法に基づき算定した額を計上し、一〇〇円未満切り捨てとする。

なお、これにより難い場合は実態を調査して補償するものとする。

- (二) 移転に伴う建物の登記に要する費用は、登録免許税法及びその他の法令に基づき算定した登録免許税相当額に加えて、土地家屋調査士、司法書士等へ登記手続を依頼するために必要な報酬額を計上するものとする。
- (三) 土地の登記に要する費用は、登録免許税法及びその他の法令に基づき算定した登録免許税相当額に加えて司法書士等への報酬額を計上するものとする。
- (四) 細則第21第3項(五)に掲げる法令上の手続のために必要な交通費及び日当に乗じる日数は、標準書就業不能損失補償日数内訳表のうち法令上の手続にかかる日数を適用するものとする。

# 三 転居通知費、移転旅費その他の雑費

- (一) 細則第21第4項(一)に掲げる書状による転居通知のための費用は、転居に伴う私製はがき(印刷代含む)及び郵送代等を計上するものとする。
- (二) 細則第21第4項(三)に掲げる建物の移転又は代替地の確保のために必要となる印紙税相当額は、次により算出するものとする。

## ア 土地に関する費用

土地所有者の場合は、取得する土地価額、借地権者等の場合は、借地権価額を 基に印紙税法第7条別表第1により算定した額を計上するものとする。なお、残 地が存する場合において建物の移転先又は代替地を取得するために処分する必要 がある残地の面積(原則として一体利用されている範囲)を加算することができ るものとする。

#### イ 建物等に関する費用

建物等の請負工事契約を締結する際に必要となる印紙税相当額を印紙税法 第7条別表第1により算定した額を計上するものとする。

(三) 移転に伴い転校を余儀なくされる場合の新規教材購入費等の費用 必要に応じて最小限の費用を計上するものとする。 (四) 当該地域の実情に応じて必要とされる地鎮祭、上棟式、建築祝のための費用 ア 地鎮祭費用

当該地域において、建物等の建築工事に着手する前に工事中の安全無事を祈りその土地の神を鎮めるための祭儀又はこれと同等の儀式を行う慣行がある場合、地域の実情に応じた費用を計上するものとする。

# イ 上棟式費用

当該地域において、建築物の棟木を上げるときに神をまつる儀式又はこれと同等の儀式を行う慣行がある場合、地域の実情に応じた費用を計上するものとする。

# ウ 建築祝のための費用

当該地域において、建築物が完成したときに建築祝を行う慣行がある場合、地域の実情に応じた費用を計上するものとする。

四 就業できないことにより通常生ずる損失の補償額

労働賃金(日額)×就業不能日数

細則第21第6項に掲げる補償日数は、標準書就業不能損失補償日数内訳表に掲げる日数を限度として実情に応じて適宜求めた日数とするものとする。